

建経業第 280 号－ 2
令和 4 年 1 月 17 日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長

経営規模等評価の再審査の特例の取扱いについて（通知）

各許可行政庁における経営規模等評価に係る審査に当たっては、能力評価の結果を証する書面等が必要であるところ、当該評価の結果は、従来、国土交通省が保有・運用する「レベル判定システム」により通知され、同システムから「能力評価（レベル判定）結果通知書」として出力することが可能となっております。

しかしながら、当該システムは令和 3 年 6 月 16 日より運用を停止し、各建設技能者は、自身が受けた評価の結果を証明する書面等を入手することができない状況となっていました。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 6 月 16 日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかつた者から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 28 に基づく経営規模等評価の再審査の申立てがあつた場合、第 20 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 27 条の 27 の規定による審査結果の通知を受けた日から 30 日以内」とあるのは、「令和 4 年 4 月 26 日まで」とし、令和 4 年 4 月 26 日まで許可行政庁に対し再審査を申立てることができることとなりました。

つきましては、別添「「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出できなかつた建設業者からの再審査の特例の取扱いについて」のとおり、再審査を実施しますので、貴団体傘下の建設業者に対し、周知していただきますようお願いいたします。

担 当 許可班 鈴木
電話番号 054-221-3058